## ○総務省告示第三百八十二号

市町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定に基づき、京都府宮津市と与謝郡与謝野町との境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、京都府知事から届出があったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月三十日

総務大臣　新藤　義孝

阿蘇海における宮津市と与謝郡与謝野町との境界については、別図のとおりK1点、P1点、P2点、P3点、P4点、K2点、K3点、P5点、P6点、P7点、P8点、P9点、P10点、P11点、P12点、P13点、P14点、P15点、P16点、P17点、P18点、P19点、P20点及びK4点を直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

K1点　北緯三五度三三分二一秒四九七七・東経一三五度九分一七秒一九六三
P1点　北緯三五度三三分二〇秒二八二〇・東経一三五度九分二〇秒九四三三
P2点　北緯三五度三三分一九秒二六八三・東経一三五度九分二三秒三一七七
P3点　北緯三五度三三分一七秒九九九三・東経一三五度九分二六秒〇一〇一
P4点　北緯三五度三三分一六秒四七八四・東経一三五度九分二九秒四九三三
K2点　北緯三五度三三分一九秒二八〇一・東経一三五度九分三一秒五六〇四
K3点　北緯三五度三三分二八秒四九三二・東経一三五度九分四一秒五五〇四
P5点　北緯三五度三三分三七秒五七五九・東経一三五度九分四四秒七一七四
P6点　北緯三五度三三分四一秒五八九九・東経一三五度九分四五秒一九六七
P7点　北緯三五度三三分四五秒五八二九・東経一三五度九分四五秒三一二四
P8点　北緯三五度三三分四七秒八八一〇・東経一三五度九分四五秒〇八三二
P9点　北緯三五度三三分四八秒八二七四・東経一三五度九分四八秒九〇四〇
P10点　北緯三五度三三分五〇秒六四六三・東経一三五度九分五三秒八八〇五
P11点　北緯三五度三三分五三秒六四四〇・東経一三五度九分五九秒〇五〇六
P12点　北緯三五度三三分五六秒一一七〇・東経一三五度一〇分二秒八〇七七
P13点　北緯三五度三三分五八秒〇七三五・東経一三五度一〇分六秒四一二五
P14点　北緯三五度三三分五九秒六五九二・東経一三五度一〇分九秒五九六三
P15点　北緯三五度三四分一秒四二三七・東経一三五度一〇分一三秒三六〇九
P16点　北緯三五度三四分二秒九九七三・東経一三五度一〇分一七秒四四二七
P17点　北緯三五度三四分三秒八〇二四・東経一三五度一〇分二二秒一六二九
P18点　北緯三五度三四分四秒四七八五・東経一三五度一〇分二六秒八八四三
P19点　北緯三五度三四分四秒三八〇二・東経一三五度一〇分三一秒二九八八
P20点　北緯三五度三四分三秒七六八五・東経一三五度一〇分三六秒〇三三五
K4点　北緯三五度三四分二五秒五〇九五・東経一三五度一〇分三三秒六五八四

別図

